

めじやないかと思ひますが、そこはどうでしよう。

○説明員(西崎清久君) 定年制度の趣旨は、やはり最初にお話のごいりましたように、長期的なありは安定した人事管理の問題とか、活力を組織に与えるとか、新陳代謝の問題という点にあると思ひますし、それは教職員人事行政に必要でございませう。そういう意味で、定年制がしかれるということに伴つて、いま六十歳以下で勲章をしておるといふ実態が六十歳でというふうな定年制度上はなるというふうな意味においては、大変その点では有効でございませうし、しかも安定した人事行政の観点においては有効な措置になり得るといふふうに考へております。

○本岡昭次君 無責任ですよ、ちよつと文部省としては。定年制度になるからいふある男女差別がなくなくなつていく、有効な措置でしよ、そんな認識ですか。定年制を是認するにしても、それまでに文部省として各県を指導して、こうした男女差別、地公法十三条の、法のもとにあつてはならない差別があるのだから、これをなくすということをおむしる言ひ切つて、その上で、定年制なら六十までみないきませう、こうならなければ、だれだつて現場の教職員は信頼もしないし安心もしませんよ。それを言ひ切れなければ、前段なんか要らぬよ。定年制がしかれたらだんだんなくなるでしよ、なんて受動的なことではなくて、能動的に文部省として定年制との関係においてこの問題はこうしませう、こう言ひ切らなければいかぬでしよ。

○説明員(西崎清久君) 私は、一般論で申し上げたわけでありまして、男女の問題じやなくて……

○本岡昭次君 いや、男女の問題を言つてゐるんです、私は。

○説明員(西崎清久君) 一般論の問題として、五十九歳とか五十八歳とかいう基準を設けてゐる県が、六十という定年によつて引き上げられるといふことを申し上げたわけ、男女の問題について、もちろん私も六十歳の定年制が実施され

るまでの間、指導を手控えることは決してするつもりはございませぬ。それまでの間においても男女間の問題についての適切な指導はやつてまいるといふ気持ちでございませぬ。

○本岡昭次君 やつてまいりますということではなくて、さつきからも志苦委員の方から出たように、それは文部省と地方教育委員会との関係というのには指導、助言の関係ですよ。それはよくわかつてゐますよ。だけれども、法との関係、あるいは定年制との関係において、そうしなければならぬという一つの判断といたすか、そういうものが文部省にあつて、それを地方教育委員会がどう受けとめるか、あるいはまた自治体となにをするか、これは別の問題じやないでございませぬ。定年制が実施される、それまでにそういうことは、男女差別なんというふうなものではなくしておかなければいかぬ。当然だといふ、あなたがそれを文部省として持つのかどうかということをお尋ねしてゐる。おおい時間経過ともにならぬでしよ、あなたというふうなことじやないでしよ。あなたの判断をいま聞いてゐる。どうですか。

○説明員(西崎清久君) 男女差別の問題だけで申し上げれば、それは私もやはりそういうことは適切でないといふことは、繰り返して申し上げておきますよ、に認識しておるわけですから、その点についての指導は十分強化してまいるといふことを申し上げておるわけでありまして、定年制が実施されるまでの間においおいというふうな意味で申し上げておるわけでは決してございませぬ。

○本岡昭次君 とにかく、直ちにこうした不当な差別はやめさせるといふことについての指導、助言、これをひとつ強力にやつていただかなければならぬものだ、こう思ひます。ここで文部省が直接できる問題でないことはわかつてゐるから、盛んにあなたの判断を求めているんだけれども、もう逃げて逃げて逃げ回つたから、どうも仕方がない。まあ自治大臣が、そういうふうなものは定年制したら絶対なくなる、こう大臣がおつ

ちやつてゐるんですから、そういうことになるといふことを前提にして、ひとつ論議を進めてみます。

○政府委員(森卓也君) ただいまお尋ねの八十一条の二第一項の「法律に別段の定めのある場合」といふのは、具体的に申し上げますと、たとえば検察官につきまして、検察庁法二十二条によつて定年が定められておりますし、それから大学教員につきましては、先生十分御承知のとおり、教育公務員特例法八条によりまして、大学管理機関が停年を定めるといふことになつてゐるようなものを指しているわけでございます。

○本岡昭次君 大学の教員は、教育公務員特例法の第八条の二項で、「教員の停年については、大学管理機関が定める」と、こうなつてゐるんですが、現在大学教員の停年制はどのようになつてゐるんですか。これはどこですか。総理府ですか、文部省ですか。

○説明員(齊藤尚夫君) お答えいたします。現在停年制を設けております国立大学の数は八十四大学でございます。その停年の年齢でございますが、大学によつて違つてゐるわけですが、一番数の多い年齢は六十五歳でございます。これが四十三大学ございませぬ。次いで多いのが六十三歳でございます。これが三十五大学。最も低い年齢の停年は六十歳でございます。これが二大学。最も高い年齢の停年は六十七歳でございます。これが一大学。

○本岡昭次君 そこで、この法律の解釈をちよつと聞きますが、この教特法の第八条は、「教員の停年については、大学管理機関が定める」と書いてあるんですね。「定める」と書いてある。この表現の仕方は、地公法あるいは国公法の改正の言葉とこれは違ふんです。私は、常識的に判断したら、教員の停年については、「定める」というんだから、私のところの大学は停年制は定めませんといふのも定めるうちのひとつじやないかと思ひますが、これはだめですか。

○説明員(齊藤尚夫君) 先生の御趣旨のとおりお答えできるかどうかわかりませんが、この規定によつて各大学は停年を定めなければならぬ義務が生じておるといふふうに解釈しております。

○本岡昭次君 そうすると、すべての大学に停年制が定められておるんですか。

○説明員(齊藤尚夫君) 現在、国立大学の数が九十三大学でございます。先ほど御答弁いたしましたように、八十四の大学が定めておられて、残りの大学はまだ定めておりませぬ。その理由でございますが、最近に至りまして医科大学を中心として新設の大学がかなりございませぬ。これは現在組織が整備途上でございませぬので、この整備の間に制定するようにならうかといふふうに考へております。

○本岡昭次君 なるほどね。——私も、古い資料の中で停年制をしてない大学は十四あると書いてあつたから、この停年制を定めるというのには、停年については定めるといふんだから、停年は私の学校じやしませぬよといふのも定めるうちかなと、こう思つてゐたんですがね。

○本岡昭次君 新設の大学が停年を定めることについてお尋ねしていると、こういうことですね。九校とおっしゃいましたが、九校ぐらひだつたら、ここで言えぬこともないと思ひますから、一体どの大学が現に停年を定めていないのか言つてくだされ。そして、その大学はいつ設立された大学かということも含めて言つてくだされ。

○説明員(齊藤尚夫君) まず、大学名を申し上げます。長岡技術科学大学、上越教育大学、福井医科大学、山梨医科大学、それから香川医科大学、高知医科大学、佐賀医科大学、大分医

科大学、高知医科大学、佐賀医科大学、大分医

科大学、高知医科大学、佐賀医科大学、大分医

科大学、高知医科大学、佐賀医科大学、大分医

科大学、高知医科大学、佐賀医科大学、大分医

科大学、高知医科大学、佐賀医科大学、大分医